

特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の 交通ルールを学ぶ



これってだれが
乗れるの？

ヘルメット
被るの？

免許って
いるの？

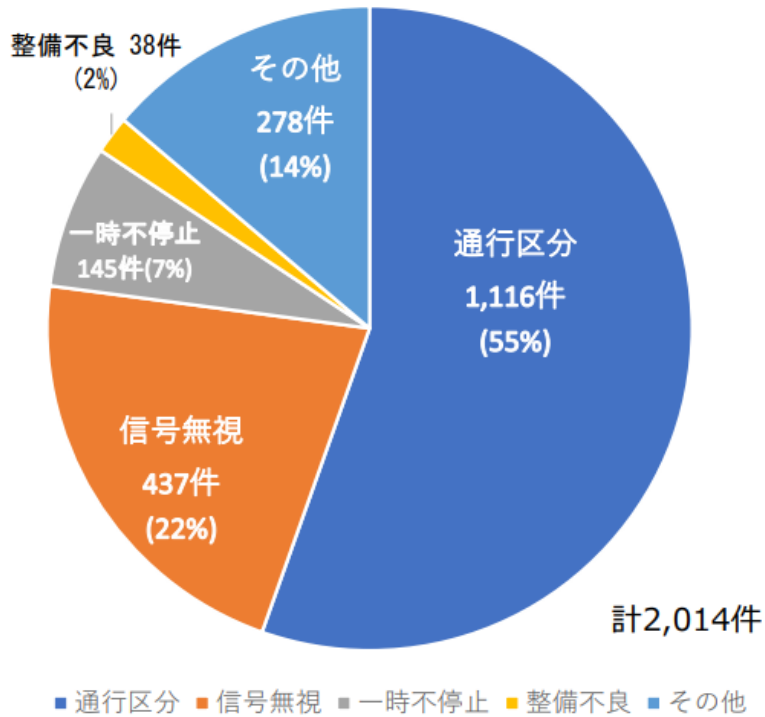
どこを
走れるの？

令和5年7月1日施行の改正道路交通法により、新しい車両区分
〔特定小型原動機付自転車〕が創設されました

車両協力：株式会社ストリーモ

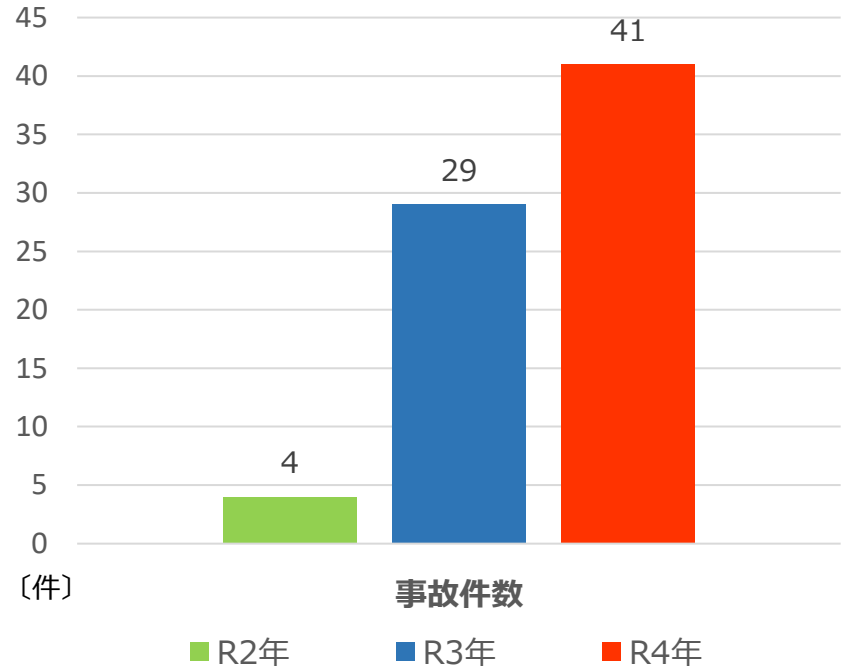
〔増えている電動キックボードの交通違反と事故〕

検挙件数〔令和3年9月～令和5年1月〕



※「その他」のうち、酒気帯び運転は57件

電動キックボードに関する交通事故件数



電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

参考：警察庁WEB掲載資料

検挙件数の半数以上は通行区分違反、事故件数はR2年に対しR4年は10倍以上に急増している

〔特定小型原動機付自転車とは？〕

原動機付自転車のうち、**車体の大きさ**や**最高速度制限**など定められた**基準を満たしたもの**をいいます



〔車体の長さ1,900mm以下、幅は600mm以下、最高速度は時速20Km/h以下〕

- **運転**できるのは**16歳以上**（運転免許は必要なし） ● **ヘルメット**の**着用**は努力義務
- **自賠責共済**（保険）の**加入**が義務付け

【どこを走れるの？】

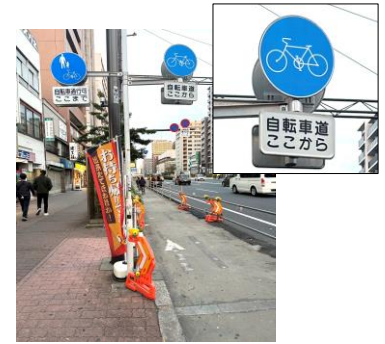


◆原則として車道の左端に寄って通行します。右側は通行禁止です

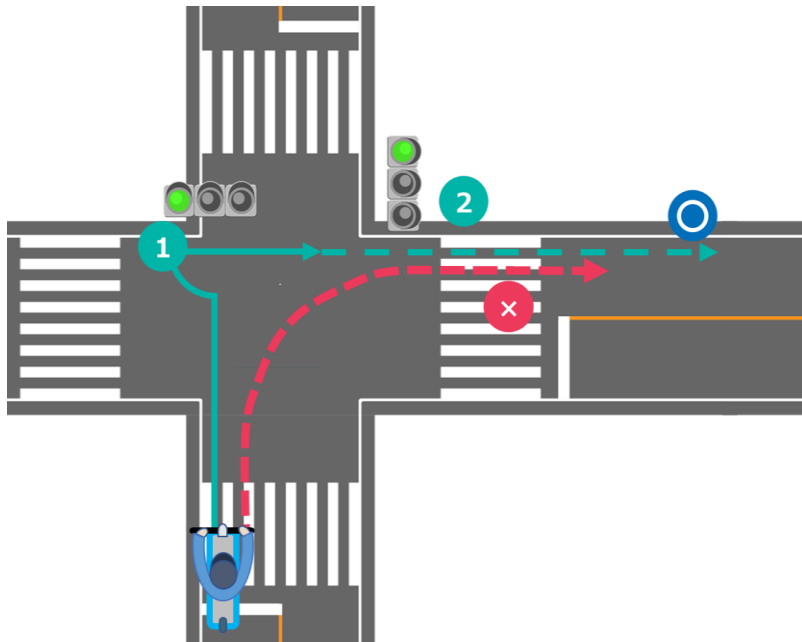
◆普通自転車専用通行帯や自転車道も通行可能です



普通自転車専用通行帯



自転車道



交差点は二段階右折

◆走り出す前は必ず後方の確認をすること

◆車線の数にかかわらず、車道の一番左側に沿いながら右に曲がるようにする

【二段階右折の手順】

1. ①の青信号まで進む

2. 止まって向きを変える

3. ②が青信号になったら

左右と後方を確認し進む

【どこを走れるの？】

特例特定小型原動機付自転車



例外で歩道走行する場合、
停止しモードを切り替える

歩道走行は例外



- ①通行できるのは左の標識が設置されている歩道だけです
- ②歩行者優先、歩行者の通行を妨げてはいけません
- ③歩道の中央から車道寄りを通ります。

安全に走るため守ってほしいこと

一時停止



必ず止まって
一時停止する

【車道を走るとき】



クルマ用の信号機に従う

【歩道を走るとき】



歩行者用の信号機に従う

〔覚えてほしい主な標識〕

特定小型原動機
付自転車・自転車
通行止め



車両通行止め



普通自転車専用通行帯



特定小型原動機付
自転車・自転車専用



通行止め



車両進入禁止



進入することができない

普通自転車等及
び歩行者等専用



特定小型原付が通行できる

〔危険な運転〕 なぜダメなのか、お分かりですね・・・



スマホを操作しながらの運転



傘さし運転



二人乗り運転



飲酒運転

〔事故発生時の対処法〕

電動キックボードを運転する上での責任

① 負傷者の救護

ケガ人がいれば救助し救急車を呼ぶ

② 道路上の安全確保

車両は安全な場所に置き事故の続発を防ぐ

③ 警察への報告

発生場所や負傷者の有無を報告する



上記3つの措置を適切に行わない場合は、いわゆる〔ひき逃げ〕となる

ご参考

電動キックボードの衝突実験【JAFユーザーテスト】

<https://www.youtube.com/watch?v=D5LTenIrpdc>

〔出典：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）〕



“人”に焦点を当てた
交通安全啓発活動で事故を未然に防ぐ
<https://global.honda.jp/safetyinfo/>



本田技研工業株式会社
安全運転普及本部

